

国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所検討委員会

報 告 書

平成16年1月

はじめに

国立武蔵野学院に教護事業職員養成所が附設されて50年以上が経ち、児童を取り巻く状況も開設当初とは大きく変わってきた。その間、施設機能の見直しにともない、教護院から児童自立支援施設へと名称も変わり、施設の目的、対象児童、社会からの要請などさまざまな面で、児童自立支援施設は今日大きな転機を迎えている。

こうした時代の変化の中で、本養成所に期待される社会的役割・機能について根本から見直し、今後の児童福祉を見据えた本養成所のあり方を検討することが急務であると考えられる。

また現在、児童福祉は児童虐待問題への対応を中心として、児童相談所をはじめ児童福祉施設のあり方そのものを見直す動きがあり、平成15年11月に厚生労働省では、社会保障審議会児童部会において、児童虐待対策の検討や社会的養護のあり方についての検討を重ね、それらの報告書をまとめた。そのなかには、子どもの多様なニーズに柔軟に対応するために小規模単位でのケアの方向性がうたわれ、児童福祉機関の人材の養成、児童自立支援施設など児童福祉施設職員の専門性の向上が大きな課題としてあげられている。

さらに平成15年12月に示された青少年育成施策大綱においても、少年非行対策として児童自立支援施設の強化が指摘されている。

こうした状況を踏まえ、国立武蔵野学院では、国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所検討委員会を発足させ、今後の国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所のあり方について検討を深めたものである。

1. 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所における職員養成・研修の現状と課題

(1) 養成部

本養成所における養成部は、実習を中心とした養成課程を特徴とし、現在までに約800名の卒業生を社会に送り出している。その多くが児童自立支援施設を中心に児童福祉業務に従事している。

また、そのカリキュラムは当初教護事業に特化され、実習経験を積むことに重点が置かれていた。しかし、平成12年社会福祉法の改正をうけた社会福祉主事養成機関等指定規則の改正により、社会福祉主事資格取

得のためのカリキュラムの改正が必要となり、現行のカリキュラムに変更された。これは、社会福祉従事者の最低基準的資格として社会福祉主事資格の取得が必要との考えからであった。

さらに、就職状況にも変化が現れ、昭和40年代から、それまで主流を占めていた地方自治体の教護職の選考採用枠が減り、福祉職や一般行政職の採用試験に合格しないと教護院（児童自立支援施設）に就職できない地方自治体が年々増えてきた。その背景には、職員採用・人事等における事情から、地方自治体が選考採用を行わない選択をするようになったこと、従来主流であった小舎夫婦制をとる施設が減り、人材確保のための選考採用の必要性が低くなったことなどがあると考えられる。

また、養成部の合格者に女性が増加し、児童自立支援事業以外の職種につく卒業生が増加している実情もある。

一方で、全国の児童自立支援施設の中で小舎夫婦制をとる施設は、その後継者の確保に相当の困難を生じており、平成14年度には、近畿児童自立支援施設協議会から厚生労働省あてに、夫婦職員確保のための要望決議書が提出されている。

養成所生の直面する問題としては、従来本養成所では、食費・授業料等は徴収せず、真にこの事業につくことを希望する者に対する便宜を図ってきたが、社会的にも受益者負担の考え方が浸透し、平成12年度に食費の実費徴収に踏み切った。しかし、養成所生については、公共性が高く、かつ高度な知識・技能を必要とする専門職の養成を目的としていること、そしてその目的を達成するため、昼間の講義から夜間の寮舎実習まで極めて長時間の拘束をしていることから、何らかの支援策も必要と考えられる。また、現在財団法人徳風会によって行われている奨学金の貸与についても、財源規模の問題や返済金の滞納により今後の充実発展を望むのは難しい情勢となっている。

(2) 研修部

研修部は、各児童自立支援施設の現任訓練を中心に、長年にわたって新任施設長研修会・教護研修会・教母研修会を実施してきた。

平成7年度には、職種や経験年数に基づいてプログラムを細分化するなど大幅な研修体系の見直しを行い、新たに中堅研修・新任教護職員研修・学科指導関係職員研修を実施し拡充を図った。とりわけ、新任教護職員研修については、当時、各地方自治体において、教護資格を持たずに施設に従事することになった職員に対して、この新任教護職員研修を

受けることで、各地方自治体の長が教護資格相当を認めるものとして差し支えない旨の内容となっており、それまでの職員養成と現任訓練との両方の意味合いを持つ、新たな養成・研修のあり方として実施された。しかし、長期にわたり職場を離れることに対する職務上の問題もあり、各施設職員の研修会への参加率は十分とは言えず、今後新たな課題として考えなければならない状況にある。

また、平成10年度からは研修対象を児童自立支援施設以外にも順次拡大し、児童相談所職員研修や児童虐待関係機関職員研修を実施し、平成15年度には、さらに児童相談所一時保護所職員研修・思春期問題対応関係機関職員研修・里親関係機関職員等研修と、年間10コースの研修を実施している。

現在、児童自立支援施設においては、非行の粗暴化や重大事犯の低年齢化、また、虐待を受けた子どもや発達障害を持つ子どもなど精神医学的・心理学的ケアの必要な子どもの入所が増加しており、これまでの施設のあり方や支援の方法では十分な対応が困難な状況である。これらのことは他の児童福祉施設においてもおおむね同様の傾向を示している。こうしたことから、今後本養成所における研修カリキュラム・内容についても、より専門的で具体的な支援のあり方についての研修の充実が求められている。

一方、研修部の一環として設けられていた選科生制度は、都道府県の推薦により、職員が参加する場合と一般から参加する場合があるが、推薦してくる都道府県の固定化の問題、一般から参加した者の選考基準や一年間の研修受講後の取得資格など養成部との整合性の問題が指摘されており、このような問題について適切な改善を図り積極的な推進を図る必要がある。

2. 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所の基本的考え方

本養成所は、児童自立支援事業のほか広く社会福祉に従事する職員の養成・研修を目的としており、幅広い人材確保に努め、さらに実務上の高度な実践力を身につけることが求められている。

しかしながら、その中において、中心とすべきは児童自立支援専門員養成であり、より実践的な養成・研修に重点を置くところに、本養成所の社会的価値があると考えられる。

今後はさらに、子どもの最善の利益を保障することを基本とし、一人一人の子どもの社会的自立に向けて、より専門的で適切な支援を行うことのできる職員を養成・研修することを第一に考えなければならない。

そのためには、本養成所の事業に対する各方面からの評価を系統的に取り入れていくべきである。

3. 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所の今後の目指すべき方向性

(1) 養成部のあり方について

①カリキュラム内容の改善

非行の粗暴化、虐待を受けた子どもや発達障害を持つ子どもなどの、精神医学的・心理的ケアを必要とする子どもが増加していることから、これらのような現状に対応できる職員を養成するために、これまで以上に実務に役立つカリキュラムを検討、工夫する。

とくに事例検討を効果的に取り入れていく必要性がある。

②児童生活支援員課程の創設

質の高い人材養成の一環として、児童生活支援員資格取得のための課程創設についても検討されたが、現行では児童福祉施設最低基準の改正が必要であるため、引き続きその可能性について検討していくべきである。

この課程を創設することにより、結果として夫婦制人材確保につながるものである。

③社会福祉士受験資格取得についての継続検討

本検討委員会において、多くの時間を割いた社会福祉士資格取得については、現行法制上のままでは社会福祉士受験資格取得の可能性は低いものの、今後の社会福祉諸資格の動向を注視しながら、引き続きその必要性と可能性について検討していくべきである。

④入所生について

ア. 夫婦制職員の人材確保に努める

夫婦単位での入所について検討し、一定の入所枠を確保し夫婦

制人材の確保に努めるべきである。

イ. 社会人枠の創設

従来選科生として実績のあった、児童福祉等従事者等の受け入れを社会人枠として設け、入所試験も別に実施すべきである。これにより幅広い人材確保が可能となる。また、夫婦単位の入所や既に児童福祉施設等で勤務していて新たに入所を希望する者などを対象とすることが可能になる。正式な入所試験を行うことを前提に、卒業後は児童自立支援専門員等の資格付与も行う。

ウ. 入所年齢の引き上げ

現在、養成部の入所時の年齢要件は26歳未満であるが、地方自治体の公務員採用試験の年齢規制緩和もあり、また、社会経験のある者など豊かな経験から培われた人間性、広い視野、幅広い教養等を持った人材の確保に努めるために、入所年齢を引き上げることが適当である。

⑤優秀な入所生の確保

優秀な入所生の確保を継続的に図っていくため、教育環境の改善等に引き続き努めていくことが必要である。

(2) 研修部のあり方について

子ども一人一人のニーズが多様化しており、より適切に支援していくためにも、児童福祉関係機関において子どもの自立支援を行う職員の高度な実戦力や専門性の向上を図るための研修が求められている。そのための改善点として以下のようなことが検討された。

①個人的研修から組織的研修へ研修体系の確立

これまでの研修は参加者自身が課題に取り組み、参加することが主で、研修の成果を施設に還元することが乏しい状況であった。今後は、参加者は研修の成果を職場で実践し、評価を行い、それをさらに本養成所の研修内容、方法の見直しに反映させて行くことが必要である。そのため、新任職員から中堅職員、管理職、スーパーバイザーにいたる各職員のニーズや獲得すべき専門性の内容や方法について検討し、実効ある研修体系の確立を図り、より組織的な研修を目指す。

②新任職員研修の重要性について

児童自立支援施設で働く職員には、子どもの反抗、制御を失った子どもの言動等に対応する覚悟と能力、児童の心理等に対する深い洞察力など高い専門性が求められており、新任職員研修の重要性は極めて高い。このため、ニーズに見合った参加しやすく実効性のある研修のあり方を検討する。

③研修内容の充実を図る

ア. 現在の実践上のニーズに対応する研修

被虐待児に対する心理的ケアなど、ニーズにあった研修テーマの策定と実践に努める。

イ. 専門性の向上を目指す。

ウ. 事例検討の重要性

具体的なケースから学ぶことの重要性はますます増し、対応する本養成所の専門性の向上が求められる。

エ. フィールドを活用した研修

国立児童自立支援施設というフィールドを活用した研修の実施に努める。

オ. フォローアップ研修の充実

研修成果を組織に還元できるような内容のフォローアップ研修を実施し、研修成果の持続性を確保する。

④研修対象拡大と他研修機関との連携強化を図る

現在の児童福祉の動向や社会的養護のあり方などにより、今後どのような研修をどういう対象者に行うべきか検討する。また、子どもの虹情報研修センターや日本子ども家庭総合研究所等の研修実施機関との連携を強化していく必要がある。

一方、「非行問題」というテーマで、教育、司法、医療等との連携を進め、新たな研修の可能性を探る。

⑤選科生制度の見直し

養成部の社会人枠の創設が可能になることで、研修部の選科生は今後、関係機関職員の研修受け入れ等への活用として検討していく。

⑥国立武蔵野学院職員の派遣等による研修システムの検討

職員が各施設に出向いて研修を実施するなど、各施設の研修参加を

容易にする方法を検討する。

4. 研究部の創設

現在、研究については、職員の自主的な研究に依拠しており、組織的に系統だった研究は実施されていないが、今後は、非行・児童福祉の基礎研究や臨床研究および応用研究を行う研究部を設置し、嘱託研究員や職員を配置し継続的に研究業績を積み上げ、また、その中で得られた研究成果を再び研修等に役立て、養成・研修の質を高めていくべきである。また、研究報告書を発刊し関係機関に対して情報発信していく必要がある。

5. 国立武蔵野学院としての課題

本養成所の特色は、実践を通して学ぶことにあり、養成する側の高度な専門性や指導力の向上がなくてはならない。そのため国立武蔵野学院職員の専門性と指導力の向上を図る必要がある。

(1) 組織、機構の改善、創設

当面、早急に養成・研修担当について専任職員を配置し、養成・研修の一層の充実を図る。

また、研究部の創設については、今後さらに処遇実績と養成研修の実績を積み上げ、その後の国立武蔵野学院の将来構想として、重点的に取り組む必要がある。

(2) 施設内研修の充実

関係機関講師等による定期的な研修など施設内研修の充実に努める必要がある。

(3) 研修会、研究会、学会、大学院、研究所等への派遣

最新の理論、技術、教授法等の導入を図り、実践、養成、研修、研究に活かすため、勤務に支障がない範囲で職員の派遣を進めるべきである。

まとめ

国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所検討委員会は、全 5 回にわたり検討を重ねてきた。

まずはじめに、養成所の現在の状況と課題を明らかにした。

養成部においては児童自立支援専門員養成に期待される役割が時代の中で変化しつつあることが明らかになり、その変化に対して養成所がどう対応していくかが課題であることが明確になった。当面実行可能なものから、他の法制上の改正を待たないと改善できないものまで多岐にわたったが、養成部においては幅広い人材確保とより確実な専門性の養成が課題であった。

研修部においては、その果たす役割が年々大きくなっており、ここ 10 年ほどで急激な拡充を迫られてきた。こうした流れは今後もますます強まり、今後児童福祉従事者の専門性の向上に大きく寄与することが求められていることが明らかになった。また、養成部とともに、単に児童自立支援施設の職員養成・研修にとどまらず、広く児童福祉、子どもたちの抱える問題にどのように対応していくかが急務であると考えられる。

次に、今後どのような方向性をもって本養成所のあり方を検討すべきかについて、各委員からの幅広い意見の中から多くを見出すことができた。

重要なことは、子どもの最善の利益を保障する、子どものニーズにあった適切な支援を行うことができる職員を多く養成・研修することである。そのために今後の児童自立支援施設のあり方の動向を踏まえつつ、何が必要なのかを研究部の設置等で探り、それに対してさらに検証を重ねていくことが必要であり、国立武蔵野学院職員も不断の努力をもって自ら資質の向上に努めるべきである。

国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所は、子どもを取り巻く社会的な問題を扱う重要な機関として、この検討委員会での結果を踏まえ更なる改善に取り組んでいく必要がある。

国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所

検討委員会開催経過

第1回 平成15年 8月22日 (金)

第2回 平成15年 9月29日 (月)

第3回 平成15年10月28日 (火)

第4回 平成15年11月27日 (木)

第5回 平成16年 1月27日 (火)

国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所検討委員会名簿

外部委員（五十音順敬称略）

国際学院埼玉短期大学教授 青木 孝志

全国児童自立支援施設協議会会長 岩田 久

神奈川県立保健福祉大学助教授 新保 幸男

埼玉県中央児童相談所長 関根 和夫

法政大学教授 高橋 利一

子どもの虹情報研修センター 増沢 高

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

総務課 児童福祉専門官 相澤 仁

家庭福祉課 " 梶原 敦

国立武蔵野学院長（養成所長） 徳地 昭男

国立きぬ川学院長 木島 正美

以上10名